

7. 計画の推進・進捗管理

7-1. 施策展開のロードマップ

計画期間中は以下のスケジュールに基づいて施策展開を推進することとし、年度ごとの実施状況を確認するとともに、必要に応じてスケジュールの見直しを行います。



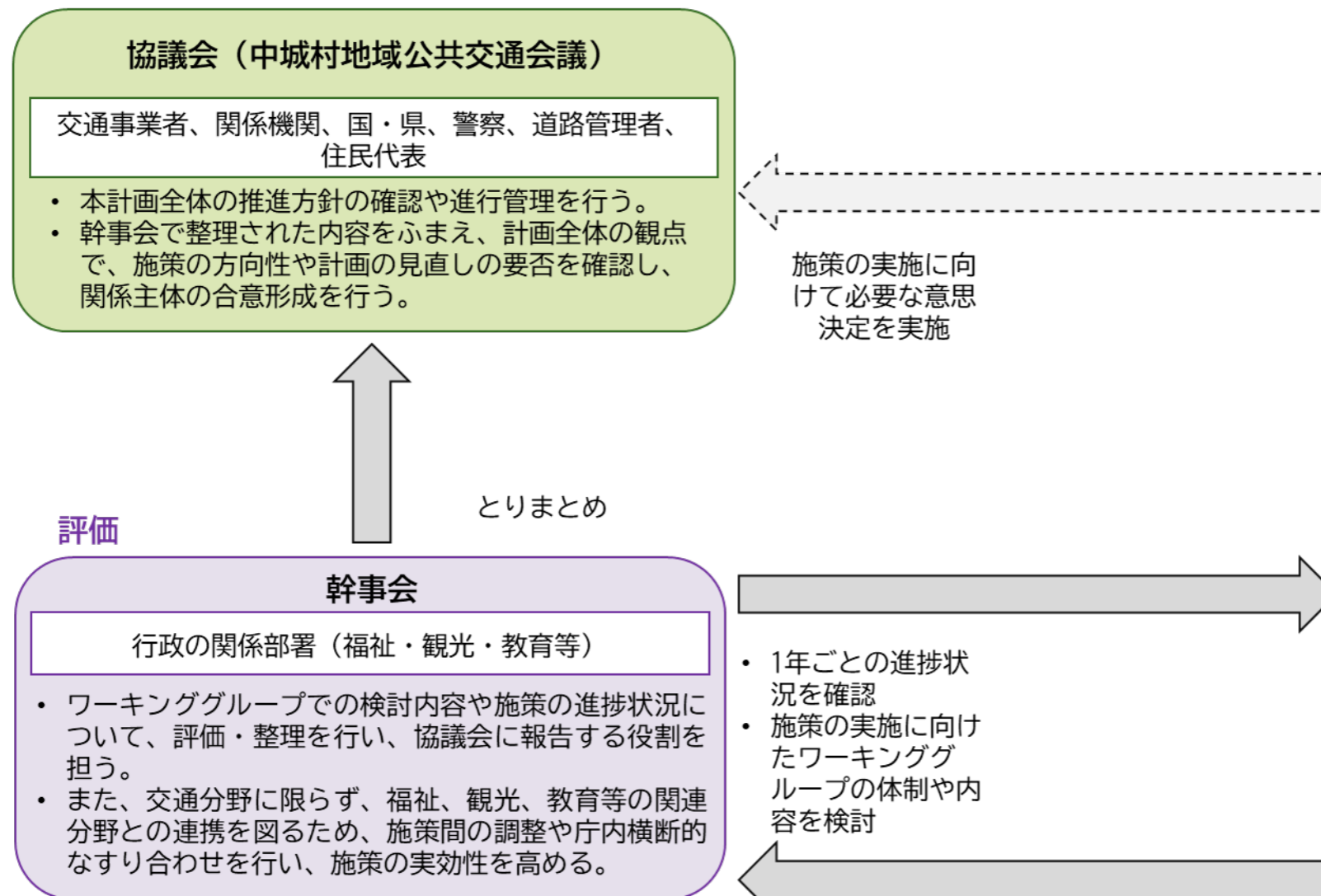
方向性	施策	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	
[方向性①] 既存公共交通の利便性 向上と持続性確保に 向けた運行の最適化	①利用者の目的や移動時間帯 ごとのニーズに合わせた護佐丸 バスの運行効率化	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な運行ルートの再編案や運賃のあり方等について検討 交通事業者との協議 		<ul style="list-style-type: none"> 実証運行 	<ul style="list-style-type: none"> 本格運行、システムの再編 利用状況などの確認、必要な改善策の検討・実施 		
	②決済方法の多様化	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 利用状況などの確認、必要な改善策の検討・実施 					
		<ul style="list-style-type: none"> 見守り環境構築に向けたサービスの導入可能性を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 導入 				
[方向性②] 広域交通との連携強化	③公共交通の利用促進に資す る情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 利用促進施策等の検討 提供する情報やツールの設置個所等について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供等のためのツールの作成 		<ul style="list-style-type: none"> 情報提供・利用促進施策等の展開 運行形態の見直しや新たな移動サービスの導入にあわせた情報の更新 		
	④沿道施設との連携による待合 環境等の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> 待合環境の整備対象施設を検討 施設の事業者との協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 協力施設への待合環境の整備 				
		<ul style="list-style-type: none"> 整備内容等の検討 道路管理者・交通管理者等との協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> バス停の整備（随時） 				
[方向性③] 多様な担い手による移 動サービスの確保	⑤広域交通との接続強化	<ul style="list-style-type: none"> 路線バスとの乗り継ぎを意識したダイヤの調整を検討 		<ul style="list-style-type: none"> 実証運行 	<ul style="list-style-type: none"> システムの再編と連動してダイヤを調整 本格運行 		
		<ul style="list-style-type: none"> 交通結節点とする場所や整備内容等の検討 道路管理者・交通管理者、周辺施設等、西原町、琉球大学、シェアサイクル事業者との協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 交通結節点の整備 				
[方向性③] 多様な担い手による移 動サービスの確保	⑥“ゆいまーる(相互扶助)”によ るきめ細やかな移動手段の確 保	<ul style="list-style-type: none"> 登録ドライバーの管理や予約管理・配車の運用方法など、仕組み（制度）の検討 モデル事業として実施可能な自治会と実際の運用方法等について協議 		<ul style="list-style-type: none"> 試行的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> 本格的な導入 		
	⑦送迎サービス等の地域の輸送 資源を活用した移動サービスの 仕組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> 仕組み（制度）の検討 関係部局や関係団体との協議・調整、連携に向けた取り組みを推進 モデル事業として実施可能な自治会を選定し、実際の運用方法等についても協議 			<ul style="list-style-type: none"> 試行的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> 本格的な導入 	

7-2. 計画の実施および進行管理の体制

本計画の推進にあたっては、行政、住民、交通事業者、関係機関等と連携・協働しながら取り組むとともに、それぞれが適切な役割を分担します。

また、本計画の実施および進行管理は、住民代表、交通事業者、関係機関等から構成される「地域公共交通協議会」の管理のもとで実施しますが、本計画に位置づけた施策は、直ちに事業化を図るものだけでなく、施策化に向けた検討そのものが必要なものも含まれているため、単に事業の実施スケジュールを管理するのではなく、施策の検討・具体化・実施・評価を段階的に進める体制の構築が重要です。そのため、「検討・実施（事務局を主体とした検討、ワーキンググループ）→評価（幹事会）→とりまとめ・意思決定（協議会）」の三層構造による体制を構築し、施策の検討から評価、意思決定までを段階的に行うとともに、評価をふまえた改善や見直しを計画的に行います。

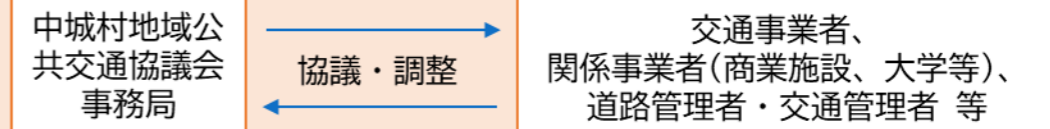
とりまとめ・意思決定



検討・実施

施策①～⑤

事務局を主体とした検討



- 事務局は、地域公共交通会議の運営主体として、協議会および幹事会の開催・運営を担う。
- 事務局が実施主体となる施策については、施策の実現に向けて交通事業者や関係機関との協議・調整を行う。
- また、施策の進捗状況をふまえて、課題や改善点を整理し、次の検討につなげる。

施策⑥⑦

ワーキンググループ

事務局、行政の関係部署、関係団体、自治会、地域団体、住民 等

- 個別施策の具体的な検討、関係部署・関係者間の調整、実施方法の検討を行う。
- 特に、関係者が多く、調整事項が多岐にわたる施策については、関係者自らが公共交通を「守っていく」という意識を持ち主体的に関わる体制を構築するため、施策ごとにワーキンググループを設置し、段階的に検討・実施を進める。

施策⑥⑦で想定される関係者

施策	関係者
施策⑥ゆいまーるモビリティ	行政：総務課、企画課 関係団体：自治会、福祉協議会・タクシー事業者等交通事業者(運行管理)、住民代表 等
施策⑦-1 支え合い輸送の促進	行政：総務課、企画課、福祉課 関係団体：自治会、住民代表、社会福祉協議会 等
施策⑦-2 時間固定型	行政：総務課、産業振興課、福祉課 関係団体：自治会、シルバー人材センター、観光関連団体、社会福祉協議会 等
施策⑦-3 送迎サービスの活用	行政：福祉課、総務課 関係団体：社会福祉協議会（運営主体）、送迎サービス実施事業者、自治会 等

図 132 計画の実施および進行管理体制のイメージ

7-3. PDCA サイクルに基づく進捗管理

本計画に記載した施策については、7-1で示した「ロードマップ」に基づいて毎年度その実施状況を確認し、未実施の施策や遅延が発生している施策についてはその要因を把握・分析した上で、次年度以降の対応を検討・実施することにより、着実な施策展開・計画の実現化を推進します。

また、「目標の達成状況を評価する指標」についても、継続的なモニタリングを行い、必要に応じて計画の見直しを行うことで、計画の実効性を高めます。

なお、本計画におけるPDCAサイクルは、事務局を基本的な主体としますが、施策の実施状況および評価指標の確認を行う「評価（Check）」は、7-2で示す体制のうち、地域公共交通幹事会が担うものとします。

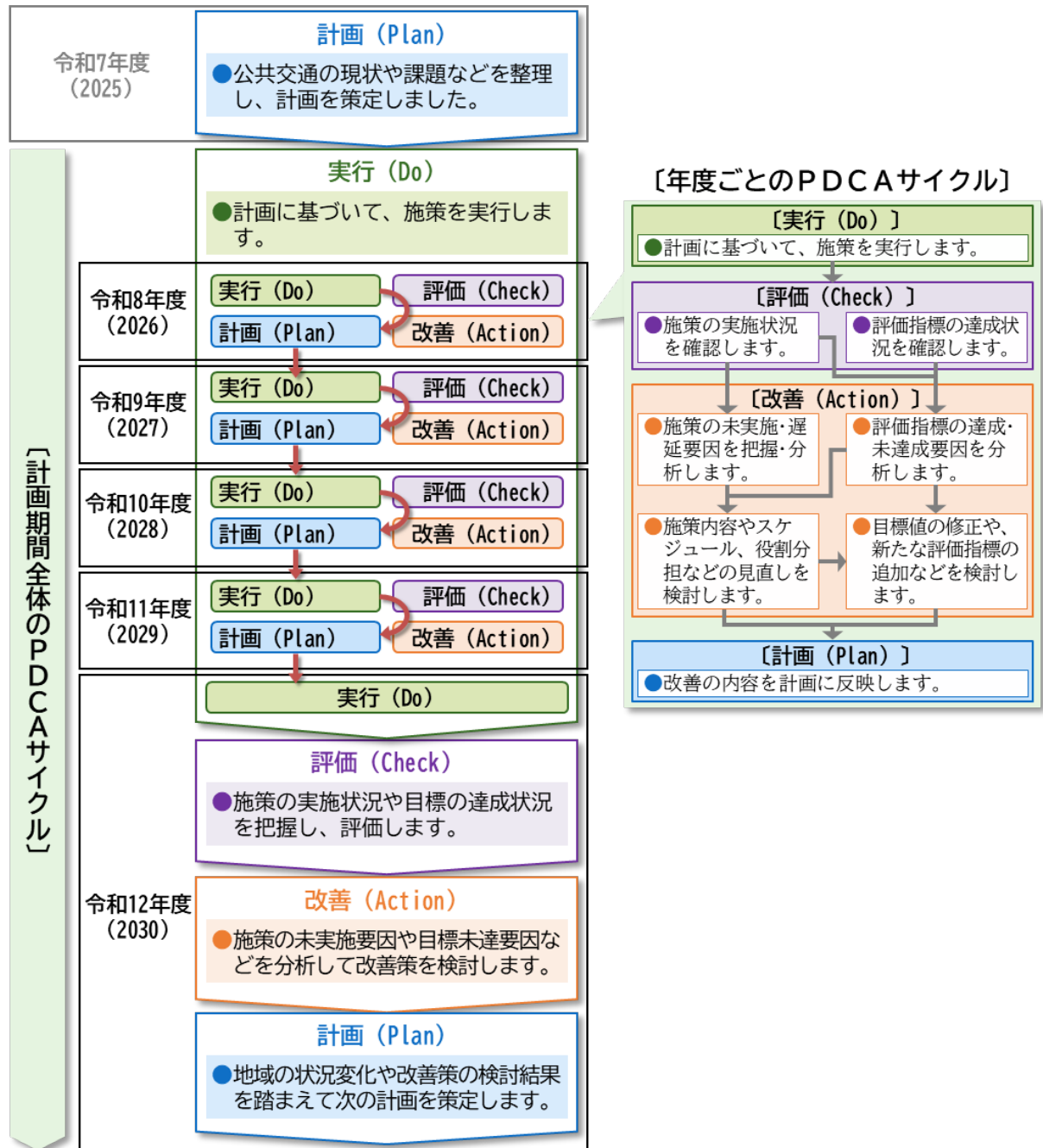


図 133 PDCA サイクルに基づく進捗管理

中城村地域公共交通計画

令和8年3月

発行：中城村地域公共交通協議会

(事務局：中城村企画課)

〒901-2493 沖縄県中頭郡中城村字当間 585 番地 1

電話：098-895-2138 FAX：098-895-3048

E-mail：shuya-h@vill.nakagusuku.lg.jp